



INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH

HITOTSUBASHI UNIVERSITY

2-1 Naka Kunitachi Tokyo 186-8603 Japan
TEL: +81 [0] 42-580-8312 • FAX: +81 [0] 42-580-8333

米田泰隆氏 学位請求論文 審査報告書

米田泰隆氏が提出した学位請求論文「EBPM 推進としての各種政府統計及び行政記録情報の特性を踏まえた整備に関する考察」について、小塩隆士（委員長）・臼井恵美子・宇南山卓・北村行伸・森川正之の5名で構成される審査委員会が審査した結果を以下の通り報告する。

本論文については、2022年5月18日の経済学研究科教授会で審査入りが採択された後、同年6月11日に口述試験が行われ、そこで各審査委員から内容や分析手法、記述の仕方等にわたり、多方面にわたる修正意見が提示された。同氏はその後、各委員とのやり取りを通じて大幅な修正を加え、最終稿を提出したところである。

本論文の中心的課題であるEBPM（evidence-based policy making; 証拠に基づく政策立案）の推進は、政府の重要な政策基盤となるとの認識の下で、府省横断的に取り組むべきものとして広く認識されている。米田氏は本論文の中で、各種の政府統計や行政記録情報を用いて、EBPMを行う上で配慮すべき統計上の特性や歪みについて丹念な検証を行い、我が国のEBPM実施のための基礎研究、基盤整備に資する貢献を行っている。

本論文（最終稿）の構成は、次のような編成になっている。

- 序 章 日本におけるEBPM推進の経緯とその課題
- 第1章 四半期別一般政府収支の推計手法の開発
- 第2章 2000年代の日本経済における住宅ローンの金利の分析
- 第3章 1990年代以降の所得税収変動要因についての定量的分析
- 第4章 日本の「家計調査」と「国民経済計算（SNA）」における家計貯蓄率の乖離
- 第5章 高齢者貯蓄の実態
- 第6章 住民税「非納税義務者」と所得税「非納税者」の相違
- 第7章 中国における幸福感とは何か？
- 終 章 総括

このうち、第1章では、日本の様々な統計及び行政記録情報を組み合わせることで、IMFが定める国際基準「SDDS プラス」の要請に応え得る四半期別一般政府収支の推計手法を開発し、実際の試算を通じて推計手法の妥当性を検証している。一般政府収支については、従来から年度別の統計しか公表されてこなかった。本論文では、四半期別の統計をIMFの基準に基づいて推

計し、それによって財政政策に関するタイムリーな情報が得られるようにしている点が高く評価できる。

最終稿では、審査員からの指摘を受けて、公表されている年度別の値と比較するなど、推計の信頼性・頑健性のチェックが加わっている。

第2章は、2001～2019年度の金融機関の種類別の住宅ローン利子の金額を示し、そのうえで、推計値を「国民経済計算（SNA）」上の実績値と比較し、推計精度を確認する内容となっている。SNAでは、支払利子のうち家計の持ち家分が公表されていないが、本章は、相当程度の推計精度で、家計が実際に支払った住宅ローンの金額を把握できることを示している。また、所定の調整を行えば、SNAのマクロの支払利子のうち家計の持ち家分が金額を貸出機関の種類別に分解できることを示した点も、家計行動に関する分析をする上で大きな貢献と言える。

最終稿では、審査員からの指摘を受け、金融機関別の分析結果をより詳細に検討するとともに、家計が負担する住宅ローンの金利がここ数年ほとんど変化していない事実を踏まえ、金利負担軽減施策の必要性を新たに論じている。

第3章は、1990年代以降の所得税収変動要因について、「国民生活基礎調査」の個票データを用いて、制度改正や税制改正による効果の大きさについて定量的な分析を行っている。所得税収変動要因について、これまであまり詳細に分析されてこなかった、経済状況や人口構造の変化等の社会的要因の影響を踏まえて分析している点に学術的な意義が認められる。

審査員からは、「国民生活基礎調査」に内在するバイアスの処理や税制改革の影響分や寄与度に関する詳細な分析、分析手法やその限界のより丁寧な説明が求められた。修正稿では、こうした要請を受けた対応が行われている。

第4章は、「国民経済計算（SNA）」と「家計調査」における家計貯蓄率の乖離の発生要因を解明することを目的としている。両統計の1994～2015年の平均乖離幅は、21.3%にもものぼる。結果として、①対象となる家計の範囲の違い、②所得・消費の概念の違い、③家計調査の非標本誤差によって乖離のうち9割以上を説明できることを示した。本論文は、所定の調整を行えば、代表的な統計間における貯蓄統計がかなり整合的になること、しかし、埋められない乖離があることを定量的に示すものであり、日本の貯蓄に関する分析をする上で大きな貢献がある。

本論文は米田氏と宇南山教授との共同論文だが、米田氏はその後、SNAの基準変更により導入された、間接的に計測される金融仲介サービスが家計貯蓄率に与える影響を分析するなど、研究を発展させている。

第5章は、2009年の「全国消費実態調査」の個票を用いて、資産の取り崩し額・貯蓄額についてのバイアスを考慮した分析を行うこと等により、高齢者の貯蓄の実態を明らかにしている。具体的には、(1) 高齢者世帯のうち夫婦世帯及び単身世帯は就業しているほど貯蓄し、非就業

の場合は資産を取り崩している、(2) 高齢者とその子どもが同居している世帯は、就業・非就業にかかわらず概ね貯蓄している、(3) 高齢独立世帯では、所得階層や資産階層、年齢階層が高いほど、貯蓄をする世帯の割合が高くなることなどを明らかにしている。これらは、高齢者の貯蓄行動に関する貴重な知見と言える。

審査員からは、「全国消費実態調査」に内在するサンプル・バイアスの指摘のほか、関連する先行研究との比較、第4章の分析との関連性の説明などが要請され、最終章ではそれらを踏まえた加筆が行われている。

第6章は、住民税の「非課税納税者」と所得税の「非納税者」との違いを明確にした上で、「民間給与実態統計調査」を用いて分析している藤原・小川(2016)〔藤原裕行・小川泰堯「税務データを用いた分配側GDPの試算」『日本銀行ワーキングペーパーシリーズ』No.16-J-9〕における、税務データを用いた分配側GDPの試算の再推計を行っている。それによると、分配側GDPの試算値(1994~2014年度の平均)は、藤原・小川では内閣府が公表している実績値を9.4兆円上振れるに対して、本章の分析では0.6兆円の上振れにとどまっている。本章の知見は、注目を浴びつつある分配側GDPの試算方法をめぐる議論に一石を投じた形になっている。

審査員からは、藤原・小川の手法の問題点や本研究のアプローチとの違いを明確にする必要性のほか、推計手法に関する詳細な修正意見が出された。最終章では、それらを踏まえた修正が行われている。

第7章は、「中国総合社会調査(CGSS)」と「日本版総合的社会調査(JGSS)」の利用可能な最新年分のマイクロデータを用いたプロビット分析を行い、年齢・性別・地域等の属性に近い者の平均所得との乖離が正に大きいほど幸福になるという、いわゆる「相対所得仮説」が両国で成立することを確認している。同種の先行研究は幾つか存在するが、中国と日本の比較分析は本論文が例外的な試みとなっている。

審査員からは、分析手法に関するテクニカルなコメントのほか、幸福など主観的厚生に関する分析のEBPMにおける位置づけの明確化などが要請された。データの使用時期が完了しているため、本格的な再推計は不可能だったが、最終稿では分析手法の問題や解釈上の留意点が明記されている。

本論文は以上の7章のほか、問題提起を行った序章と全体の議論を総括した終章を加えた9章編成となっている。このうち、第7章は学術誌に査読付き論文として採択・刊行された論文がベースとなっているほか、第1章は内閣府経済社会総合研究所『季刊国民経済計算』、第4章と第5章は財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』という、各研究所が内容面の厳密なチェック体制を敷いている刊行物に発表されものがベースになっている。これらの章を含め、すべての章にわたって、同氏は審査員からの指摘や修正意見に真摯に対応し、審査員はそれぞれ、それらの修正を確認し、承認したところである。

全体として見ると、本論文は各種政府統計の加工やそれに基づくファクト・ファインディングが中心となっており、経済学的なアプローチに基づく踏み込んだ分析が展開されていない点は物足りないと言わざるを得ない。また、多くの審査員から指摘があった点でもあるが、各章が個別のテーマをほぼ独立した形で扱っており、全体としてのまとまりに欠けるという問題点は最終稿でも残っている。

しかし、政府統計・行政記録情報の EBPM への適用という、地味で評価が得にくい分野において、一定の学術的な水準をクリアした論文を数多く収録しているという点は、本論文の最大の強みと言える。四半期ベースの一般政府収支の推計方法の確立を始めとして、政策評価をより精緻に行う試みが精力的に展開されている点は、中央官庁に勤務する米田氏の研究ならではの特徴となっている。今後、日本の経済政策が EBPM に基づいて立案・実施・評価されることが常識になり、そのような統計人材が、政府や研究機関、大学に必要なことを考えると、米田氏が本論文で試みている取り組みは EBPM の基礎研究として重要である。

審査員一同は以上の点を勘案し、本論文を、本学の学位論文として認めるのにふさわしいと判断し、ここに報告する。

2022 年 8 月 24 日

(委員長) 小塩隆士
臼井恵美子
宇南山卓
北村行伸
森川正之